

「肥料価格高騰対策支援事業補助金」の申請受付を実施します

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、購入した肥料費の一部を支援する「肥料価格高騰対策支援事業補助金」の申請受付を実施します。

1 対象者

▶ 次の①と②の両方の要件を満たす、町内に住所を置く農家または町内に本店・支店を置く農業法人など

- ① 農業生産物などの販売実績がある農業者
※直近の出荷伝票、売上伝票などを提出してください。
- ② 化学肥料低減に取り組む農業者
※化学肥料の2割低減を実現するため、国が定める取り組みメニューの中から2つ以上を実施する必要があります。
- 化学肥料低減に向けた取り組みメニューの主な例
・ 生育診断による施肥設計 ・ 堆肥の利用 ・ 有機質肥料の利用 ・ 緑肥作物の利用
・ 局所施肥 など

2 対象となる肥料

- ① 令和4年秋肥：令和4年6月から10月までに予約注文または購入した肥料
- ② 令和5年春肥：令和4年11月から令和5年5月までに予約注文または購入した肥料
※対象となる肥料は肥料法に基づく肥料となり、自給堆肥などは対象外となります。

3 申請受付期間

- 受付期間 令和5年6月19日(月)～30日(金) ※土・日除く
- 受付時間 午前9時～午後5時
- 受付場所 購入した肥料が農協のみの人… J A 新みやぎ南三陸統括営農センター、志津川営農センター
購入した肥料が農協以外のみの人… 農林水産課
※農協と農協以外の両方から購入している人は、どちらの窓口でも申請できます。

4 提出書類

- ① 化学肥料低減計画書
※用紙は、J A 新みやぎ南三陸統括営農センター、志津川営農センターおよび農林水産課に備え付けています。
- ② 肥料の購入価格が分かるもの
・ 予約注文した肥料：注文票+請求書または注文票+領収書
・ 対象期間内に予約注文なしで購入したもの：領収書（レシートでも可）
※領収書やレシートで肥料の名称等が判断できない場合は、肥料袋の写真（登録番号が分かるもの）を添付
※農協から購入した肥料については、提出不要です。
- ③ 販売実績が分かるもの（直近の出荷伝票、売上伝票など）
※農協に出荷している人は、提出不要です。
- ④ 補助金の振込先通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）の記載のあるページの写し）

5 補助金額と交付予定時期

- ① 補助金額：肥料購入額の約2割程度（目安）
- ② 交付時期：令和5年11月頃（予定）

農林水産課 農林業振興係 ☎46-1378
J A 新みやぎ南三陸統括営農センター ☎47-4585

特別申請会を開催します

次の日程で特別申請会を開催します。申請に係る相談や必要な書類を受け付けしますので、ぜひご利用ください。

- 6月21日(水) 午前9時30分～11時30分
J A 新みやぎ南三陸統括営農センター1階大会議室
午後2時～4時 歌津公民館 会議研修室

起業化計画を募集します

起業支援補助金制度

「起業支援補助金」は、地域資源を活用して新たに事業を開始しようとする人を支援する補助制度です。補助金の交付を受けようとする人は、起業化計画の募集に応募し、あらかじめ認定を受ける必要があります。

◆応募要件

- 次の全ての要件を満たすことが必要です。
- ・ 町内に事業所を有する個人、団体または法人（個人の場合は、町内に住所を有することまたは有する見込みのあること）
 - ・ フランチャイズ・チェーンに加盟していない人
 - ・ 町税などを滞納していない人

◆補助対象事業

- 次の全ての要件を満たすことが必要です。
- ・ 新たに開始する事業であること（既存の事業者が新たに他の業種の事業を開始する場合を含む）
 - ・ 地域の資源（人材、技術力、原材料など）を活用して行う事業で、地域課題の解決など、町の活性化に資すると認められる事業であること
 - ・ 継続が見込まれる事業であること
 - ・ 下記事業に該当しないこと
日本標準産業分類における農業、林業、漁業、金融業および保険業、不動産業、娯楽業のうち興行団、競輪、競馬などの競争業、競技団、遊技場、その他の娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業のうち政治、経済、文化団体および宗教並びに外国公務、風俗関連営業、その他公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業
 - ・ 宗教活動、政治活動および公序良俗に反する活動並びにこれらに類する事業でないこと

◆補助対象経費

- ① 施設設備費
・ 事業所の整備工事費、設備・機械などの購入経費。
・ 土地、建物、設備・機械などの借入経費。（対象期間は12カ月以内）

② 雇用経費（対象期間は3カ月以内）

- ・ 雇用者（雇用保険加入者に限る。）の人工費（役員、家族を除く）。
- ※①～②のうち、他の補助制度から補助金などを受けたものがある場合は、その経費を除きます。

◆補助額

補助対象経費の4分の3以内の額

◆補助限度額

200万円

※認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明がある者は、50万円を上限に加算することができる

◆応募方法

① 応募書類

- ・ 応募申込書
- ・ 起業化計画書（添付書類を含む）
- ・ 完納証明書

② 起業化計画書提出期限

7月14日(金) 午後5時

③ 起業化計画書提出先

商工観光課 商工業立地推進係

※起業化計画の募集に応募した人は、起業化計画認定審査会に出席していただきます。審査会の日程などは、あらかじめ通知します。

※完納証明書は、町民税務課で交付申請してください（発行手数料がかかります）。

※町ホームページから「起業化計画書」などの様式をダウンロードすることができます。※詳細は令和5年度南三陸町起業化計画募集要領をご覧ください（商工観光課に備付けのほか、ホームページからもご覧いただけます）。

商工観光課 商工業立地推進係 ☎46-1385